

## 独立行政法人農業者大学校の業務の実績に関する評価の基準

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農業者大学校（以下「大学校」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

### 1 評価の基本的考え方

- （1）独立行政法人は、法第32条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第34条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- （2）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について、原則として大学校の中期計画の小項目（以下「小項目」という。）を評価単位とし、小項目の評価、小項目の評価結果を踏まえた中項目（以下「中項目」という。）の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の4段階で行うものとする。なお、各項目は別紙に定めるとおりである。
- （3）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について、（2）の例により行うものとする。
- （4）評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、大学校の業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。

### 2 各事業年度及び中期目標の期間における実績評価の方法

#### （1）小項目以下の評価方法

小項目以下の評価は、以下のとおり行う。

##### ア 定量的に定められている項目の評価

A：各年度の目標・計画数値の90%以上

B：各年度の目標・計画数値の50%以上90%未満

C：各年度の目標・計画数値の50%未満

##### イ 定性的に定められている項目の評価

A：順調に実施された

B : 概ね順調に実施された

C : 実施できなかった

小項目以下の項目において、その下に更に小さな評価項目が設定されている場合、当該項目の評価は、下位項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、原則として、下位の各項目につき、A : 2点、B : 1点、C : 0点の区分により、各下位項目の評価結果を点数化した上で、下記により当該上位項目の評価を行う。

A : 満点 × 9 / 10 合計点

B : 満点 × 5 / 10 合計点 < 満点 × 9 / 10

C : 合計点 < 満点 × 5 / 10

( 「満点」とは、「下位項目の数 × 2点」とし、「合計点」とは、「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。 )

各項目の評価は、大学校が業務の進捗状況を記載した書類を評価委員会に提出し、これに基づいて行うこととする。

#### ( 2 ) 中項目の評価方法

中項目の評価は、小項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、原則として、各小項目につき、A : 2点、B : 1点、C : 0点の区分により、評価結果を点数化した上で、下記により中項目の評価を行う。

A : 満点 × 9 / 10 合計点

B : 満点 × 5 / 10 合計点 < 満点 × 9 / 10

C : 合計点 < 満点 × 5 / 10

( 「満点」とは、「小項目の数 × 2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する小項目の点数の合計値」とする。 )

ただし、「業務運営の効率化に関する事項」における中項目「学理及び技術の教授に関する業務」及び「果樹農業に関する研修業務」の評価については、上記にかかわらず、( 1 ) の に準じて行い、「業務運営の効率化による経費の抑制」については、上記にかかわらず、以下により評価を行う。

A : 当該指標に対する達成度合 100 % 以上

B : 同 70 % 以上 100 % 未満

C : 同 70 % 未満

#### ( 3 ) 大項目の評価方法

大項目の評価は、中項目の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、原則として、各中項目につき、A : 2点、B : 1点、C : 0点の区分によ

り、評価結果を点数化した上で、下記により大項目の評価を行う。

A : 満点 × 9 / 10 合計点

B : 満点 × 5 / 10 合計点 < 満点 × 9 / 10

C : 合計点 < 満点 × 5 / 10

( 「満点」とは、「中項目の数 × 2 点」とし、「合計点」とは、「当該大項目に属する中項目の点数の合計値」とする。)

ただし、大項目のうち、「第3 予算、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」及び「第5 剰余金の使途」については、それぞれに直接評価指標を設定して評価を行うものとする。

大項目の評価を行うに当たっては、次の留意事項等を併せて記載するものとし、これらも総合的に勘案することとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容

#### (4) 総合評価

上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、

- ・ 当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等
- ・ 中期目標や中期計画に記載されている事項以外業務その他特筆すべき事項

等も勘案して評価を行うものとする。

なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講すべき措置等も併せて記載するものとする。

#### (5) 中期目標の期間における評価

中期目標の期間における評価は、上記(1)～(4)に準じて行うものとする。

### 3 その他の留意事項

(1) 当該事業年度に業務を実施しないこととされているものや要請に応じて行うものについては、要請等がなかった場合には、当該項目の評価を行わないこととする。

( 2 ) 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、隨時評価手法等の見直しを行うものとする。

その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

( 3 ) 評価結果がCとなる見込みの小項目以下の項目については、その要因分析を十分に行うこととする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては、評価委員会における評価の過程において、A評価又はB評価に修正することも可とする。

また、とりわけ達成度合いが低いものについては、達成方法等を見直すこと等の勧告を付すものとする。